

自律調整SCMコンソーシアム 運営規約

2021年10月15日制定

2021年11月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 当コンソーシアムの名称は、自律調整SCMコンソーシアム（英語名：Automated Negotiation SCM Consortium）とする。

(目的)

第2条

当コンソーシアムは、サプライチェーンにおいて日々発生している「企業・組織・個人間での利害や挙動の調整業務」を劇的に効率化することを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 先進技術を活用した実用的な調整業務フローの整理と検証
- (2) その発展と普及、エコシステム形成による社会価値の実現
- (3) Society 5.0 等の国家ビジョンへの貢献

第2章 会員

(会員)

第3条 当コンソーシアムの会員は、第2条の目的を実現するための活動を行う。

2 当コンソーシアムの会員は、一般会員、ユーザ会員、学術専門会員の3種で構成される。

- (1) 一般会員は、課題ヒアリング、課題解決に向けたソリューション及び実証実験の提案・参加、をする企業又は団体、個人
- (2) ユーザ会員は、課題提示、ソリューション及び実証実験の実現可能性検討、実証実験の参加・支援をする企業又は団体、個人
- (3) 学術専門会員は、専門的な観点からコンソーシアムの活動を支援する企業又は団体、個人

(入会)

第4条 当コンソーシアムの会員になろうとする企業又は団体、個人は秘密保持契約書(契約番号: DSR-21-001)の“別紙2「秘密保持契約書」 同意書”をコンソーシアム事務局に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 書面による退会の意思表示があったとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は 会員である企業又は団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会及び除名)

第6条 会員は、理事会において別に定める退会届を、退会を希望する日の1か月以上前にコンソーシアム事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が本運営規約及び理事会で別に定める規則を遵守しないとき、又は当コンソーシアムの名誉を毀損する行為をしたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

第3章 総会

第7条 当コンソーシアムの総会は本運営規約で定めた事項に限り、決議をすることができ、議決権を有する会員の出席数の過半数をもって議決する。議決権を有する会員は同一企業・同一団体で一会員とする。可否同数のときは、理事長の決するところによる。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

4 総会は、本運営規約に定める事項の他、以下の事項について審議し、決定する。

- (1) 理事の選任
- (2) 理事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 運営規約変更
- (5) 合併及び解散に関する事項

(6) 理事会において付議した事項

(開催)

第8条 定時総会は毎年1回、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第9条 総会は、理事会の決議によって理事長が招集する。

(議事録)

第10条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 当該会議に出席した会員の組織名および出席した者の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第4章 役員

第11条 当コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上8名以内
- 2 理事のうちから、理事長1名を定める。
- 3 理事のうちから、副理事長若干名を定めることができる。

(選任及び選定)

第12条 理事は総会の決議によって選任する。2

理事長は、理事会の決議によって選定する。

3 副理事長は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務権限)

第13条 理事長は、当コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長の職務を代行する。

3 理事長及び副理事長の他、理事会の決議により、業務を執行する理事として選定された理事は、当コンソーシアムの業務を執行する。

(任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員によって選任された理事は他の理事の任期の満了する時までとする。

(解任)

第15条 役員は、第7条第4項第2号により、総会の決議によって解任することができる。

第5章 理事会

第16条 当コンソーシアムに、すべての理事で構成する理事会を置く。

2 理事会は、本運営規約に定める事項の他、以下の事項を審議し、決定する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 当コンソーシアムの規則の制定、変更及び廃止
- (5) 総会へ付議すべき事項の決定
- (6) その他、当コンソーシアムの運営に関する重要事項

(招集)

第17条 理事会は、書面又は電磁的方法により、理事会の日の1週間前までに理事長が招集する。なお、理事長に欠員又は事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

第6章 附則 (事務局)

第18条 当コンソーシアムの事務のとりまとめのために事務局を置く。

2 事務局長及び事務局員は、理事長が任命する。

(最初の事業年度)

第19条 当コンソーシアムの最初の事業年度は、当コンソーシアムの成立の日から2022年9月30日までとする。